

# 会 議 録

## 1 会議名

令和2年度 第7回頸城区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### (1) 諮問事項（公開）

○上越市頸城明治野球場の廃止について

### (2) 報告事項

○新潟県南部産業団地の現状について

### (3) その他

## 3 開催日時

令和2年10月28日（水）午後6時30分から午後7時20分まで

## 4 開催場所

頸城コミュニティプラザ 2階 203会議室

## 5 傍聴人の数

3人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・ 委 員：上村閨一（副会長）、小川泉、笠原昇治、佐藤学、佐野喜治、新保哲男、西卷肇、船木貴幸、宮澤房子、望月博、山本誠信、横山一雄（委員14人中12人出席）
- ・ 事務局：頸城区総合事務所佐藤所長、田村次長、小山市民生活・福祉グループ長、保坂教育・文化グループ長、秤屋班長、総務・地域振興グループ武内班長、市川主査、竹田主任

## 8 発言の内容

### 【田村次長】

- ・ 会議の開催を宣言

### 【上村副会長】

- ・挨拶

**【田村次長】**

- ・井部会長、滝本委員の欠席を報告
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・会議録の確認：小川委員、笠原委員に依頼
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長が議長を務めていただくことになっているが会長が欠席なので、本日は上村副会長から議長をお願いします。

**【上村副会長】**

- ・報告事項（1）「新潟県南部産業団地の現状について」に入る。  
（産業立地課 黒津副課長入室）

**【黒津副課長】**

資料No.2 について説明。

**【上村副会長】**

委員に質疑等を求める。

**【西巻委員】**

コロナ禍で全般的に冷え込んでいるので、地方へ出てくる企業も少ないと思うが、残っている区画に関しては、今は全く引き合いがない状態なのか。

**【黒津副課長】**

引き合いは少しずつある。一方で、すでに進出している企業で隣接地に拡大したいが今は見合わせるという話もある。今回の運送業のようにコロナ禍でありながら事業拡大をしていく業種もあるので、引き合いが全くないという状況ではない。

**【上村副会長】**

- ・他に質疑等を求めるがなかったので、報告事項（1）を終了する。  
（産業立地課 黒津副課長退室）

- ・諮問事項（1）「上越市頸城明治野球場の廃止について」に入る。  
諮問についての考え方を事務局に説明してもらう。

**【田村次長】**

- ・地域協議会に対する諮問の目的は、市政、つまり市を運営していくために、地域に

関りの深い事柄について、地域の事情を承知されている地域協議会の意見をお聞きするものである。

- ・市が説明する現状や市の考えを踏まえ、地域協議会の意見をいただきたい。
- ・委員一人の発言に対して、ほかの委員がどう考えるか。委員の皆さん同士で意見を交わしながら、地域協議会の意見をまとめ答申として市に返すのが諮問の考え方である。
- ・本日は、8月以降の地域協議会で説明してきた明治野球場の廃止について、諮問をさせていただくのでよろしく願います。

#### 【上村副会長】

質疑等を求めるがないので、諮問事項の審議に入る。

(スポーツ推進課 田中課長、石田副課長入室)

#### 【田中課長】

資料No.1、参考資料について説明。

#### 【上村副会長】

続いて、頸城区総合事務所から説明をお願いします。

#### 【佐藤所長】

頸城明治野球場の現状と課題、今後の施設の在り方については総合事務所としてこの間、利用団体、区内の関係団体、地元町内会及び地権者の皆さんに対して説明をして考えをお聞きしてきたところである。9月の地域協議会においても話をしているが、その後の状況も含めて報告させていただきたい。

まず利用者について、ここ1、2年の間に利用されている野球チーム2団体から話を伺った。仮に利用できなくなっても代替え施設もあるので支障はないという意見であった。

区内の関係団体として頸城体育協会、頸城スポーツ少年団、ユートピアくびきスポーツクラブにそれぞれ意見をお聞きしたところ、各団体の野球場の利用の実態から廃止については理解できるし、活動に支障はないという意見であった。また町内会については、9月17日に開催された町内会長協議会の理事会では、地元の方など関係する皆さんに対して市の考え方を説明をして意見を聞くべきという意見があり、10月6日に地元の明治地区の町内会長の皆さんから意見を伺ったところである。地元でもほとんど使われておらず、また明治小学校のグラウンドもあることなど明治地区とし

ては野球場の廃止はやむを得ないという意見であった。なお、土地をお借りしている地権者は現在17名いる。うち市外の方は6名いるが、現在個々に説明をしているところである。これまで説明をさせていただいた地権者の方々からは野球場を廃止して土地を返すことについては理解をいただいている。意見としては地権者が集まって跡地の管理や利用について協議をする場が必要ということであった。以上が地元、関係する皆さんへの説明の状況である。

**【上村副会長】**

委員に質疑等を求める。

**【船木委員】**

今後、市有地について草刈り等で対応するということだが、具体的にどういう使い道を市は考えているのか。

**【佐藤所長】**

野球場が廃止された後については、市としては今のところ使い道の予定はない。(借地は)お返ししてきちんと管理をしていただくということで考えている。

**【船木委員】**

市有地はどうするのか。

市有地なので普通財産として維持管理をする。そこには当然税金が使われるわけで、無駄に税金を使わないようにある程度先々のことを考えてもらわないと野球場をなくす意味がない。

**【上村副会長】**

意見ということでお聞きをしておく。

他に質疑等を求める。

**【西巻委員】**

野球場の用地を地権者にお返しする他に市の所有地はあるのか。

**【田中課長】**

敷地の中全体を見渡せば一部市の土地がある。

**【西巻委員】**

話の中で市有地は草刈り等を行って適正に管理をする。ただし個人の土地は個人に返すわけだから、市としては強制権も何もない。市外にも地権者が6名おられるが、返却されて草刈り等が適正に管理されていくかどうかを考えると、明治地区は高齢者

が多くなってきていて、自分の土地であっても管理が行き届かないケースが多々ある。

なぜそう言うかという、明治保育園の東側に旧中学校の跡地がある。あれも市の土地ではなく、地元も含めた地権者の方々の土地ということで荒れた状態だ。その東側へ行くと道路一本を隔ててすぐに山地になる。今後、地権者が草刈りをしなかった場合、1、2年であそこが獣の住家となって荒れてくると思う。プールも保育園もあり、住宅もあるから、教育現場も含めて安全安心面から非常に懸念されることが多いと思う。中学校の跡地は市で少し除草されているような話も聞いたが、これ以上、環境が悪化すると獣害等による人身被害等も含めて考えていかなければいけない。市ももう少し除草をする考えはないか。

**【佐藤所長】**

今、旧中学校の敷地の除草という話もあったが、借地だったところは地権者の皆さんが管理のために組合を結成され、組合と市で除草をしている。今回の野球場の敷地についても管理上、市の方で声がけして地権者の皆さんからそういう形で管理をしていただくように方向付けをしていければと考えている。

**【上村副会長】**

行政も手放しということではないという答弁があった。

他に質疑等を求める。

**【望月委員】**

(9月17日に開催した)町内会長協議会の理事の皆さんに対しても市の考えを話し、その後に地元の町内会長に集まっていた話をしたとのことなので、この先も継続して行っていただきたい。草刈りのメンバーが同じだと負担がかかるのでお互いに納得したうえで話をしていただきたいと思う。いずれ町内会長協議会の理事会でこの話が出ると思う。その時にはそういう話をきちんとしていただけたらと思うが、今日の会議も踏まえて話をしていただきたい。

野球場の隣に明治保育園があり、保育園の通園には振興会が送迎しているバスと親御さんが送ってくる車、歩いてくる子どもたちがいる。西巻委員の話のように大変草が長くなって困る時期がある。今、熊は出ないが、猪ぐらいは走ってくる時代になっているので、なるべく子供たちを送ってくるお母さんたちにも見通しがいいように維持をしていただきたい。市の土地も混在していて、ここからここまでは市ということにはおそらくならないと思うので、地元の町内会長と話をし、上手く進めていただ

きたいと思う。そうすると振興会も安全安心で子どもたちの送迎ができると思う。

**【佐藤所長】**

先日も区内で猪の徘徊があったばかりであり、やぶにしまうとそういう状況も考えられるので、地権者の皆さんと話をし草刈りなど管理をきちんとして地域の安全を図っていききたいと思う。

**【西巻委員】**

今、中学校の跡地は組合で草刈りをやられているということだが、年に何回やっているか。

**【田村次長】**

現在、年に2回草刈りをしている。市の普通財産は2回が基準になっていて、除草はシルバー人材センターへ委託している。市の土地、民間の方の所有する土地を面積案分し、組合が何平米分、市が何平米分という形で合わせて作業を行ってもらうように発注している。

**【西巻委員】**

草の種類によっては年に2回だと非常に伸びる。年に2回だと人間の背丈より大きくなるものもある。保育園の周りに限り、緩衝地帯として5メートル10メートルを、年に3回くらいお願いしたい。

**【佐藤所長】**

地権者の方々もおられるので相談をして進めていくことになると思う。

**【望月委員】**

今、意見が出ているのはお願いということだが、諮問にかけたらこんな条件付いてきたということを文言として記載していくことになるのか。

**【佐藤所長】**

先ほど、諮問はどういうものか話をしたが、委員の皆さんがどのように考えているのかまとめていただき市に返していただくことになる。どうしても意見を付けなければいけないというのであれば皆さんで決めていただきたい。

**【望月委員】**

今の西巻委員の意見も地元の意見として、地域協議会の意見それから地元の町内会の意見も付けるということはどうか。

**【上村副会長】**

付帯意見として話がでたが、事務方から説明があったように明治野球場を廃止しても頸城区の皆さんの生活に支障がなく、野球場を廃止することについては利用率も含めて2回ぐらい（説明をうけ）協議をしている。地域協議会として隣接地で起こるかも知れない問題を次回以降に協議をしたり、先般立ち上がった部会等で協議をしていくことはできる。

野球場がなくなって生活が不便になることに基づく付帯意見なら分かるが、（廃止を）きっかけに、その後の問題についての付帯意見というのはいかななものかと思う。

**【望月委員】**

結論を出していいと思う。

**【上村副会長】**

欠席の会長とも擦り合わせをしながら今ほどの心配事や問題になるかもしれない話を含め責任を持って部会や地域協議会で取り上げていくことにしたい。皆さんからはいろんな意見がでたが、この野球場がなくなることによって頸城区の生活に支障がないというのが基本にあると思うので、あらためて第87号「上越市頸城明治野球場の廃止について」は地域の住民の生活に支障がないものと認めて答申することとするが異議はないか。

**【全委員】**

異議なし。

**【上村副会長】**

異議なしであるので、諮問事項（1）を終了する。

（スポーツ推進課 田中課長、石田副課長退室）

- ・その他に入る。

**【田村次長】**

○公の施設の再配置計画

- ・8月の地域協議会において、行政改革推進課から、来年度からの「公の施設の再配地計画」について説明させていただいた。
- ・その際に、頸城区においては、計画に登載して再配置を進めていく施設はないと説明している。
- ・区内にある公民館や坂口記念館、くびき食彩工房などの市の施設については、現在の使用目的のとおり継続して運用していくことになる。

- ・なお、本日諮問に答申いただいた明治野球場については、廃止の方向で今後議会に提案していくほか、希望館の浴室についても、休止の方針について次回地域協議会においてあらためて説明したいと考えている。
- ・本日の答申も踏まえて、区内の市の施設の方向性を一覧にした資料を後日郵送させていただきますので確認を願う。

**【上村副会長】**

昨年の11月、12月だったか、行革で公民館も含めて云々という話があり、私自身もびっくりした。先般事務方が話をしたとおり、向こう10年間で再配置はありませんと明言し、こういう形（資料）で文言として皆さんにお配りをするということになる。

**【田村次長】**

- ・第8回地域協議会：11月下旬に開催したい

**【上村副会長】**

- ・委員に質疑等を求める。

**【西巻委員】**

先ほどの（諮問の考え方）話に戻るが、諮問理由の下の方に「住民の生活に及ぼす影響」とあるが、住民の生活というのはどこまでと捉えればよいか。生活をする周辺環境を含めてなのか。

**【上村副会長】**

先ほど私が申し上げたように、今回の答申では明治野球場を廃止するにあたって頸城区の住民の皆さんの生活に支障があることと、その後の環境の問題とは別ということ。

**【西巻委員】**

私たちがその地区に住んでいて、使用目的が終わった後に、例えばそこに猪が頻繁に出没するようになったと仮定するとそれで怪我をしたら生活に及ぼす影響に当てはまるのか、当てはまらないのか。

**【田村次長】**

施設を存続するか、廃止するかというところでその施設がなくなること、野球場としての利用ができないことが直接の廃止の答申の理由になると思う。廃止後の管理手法は所有者の方の管理の方法だったり、地域の問題になったりすることは、施設の廃

止とはちょっと別の視点になってくると思う。

**【船木委員】**

事前に届けられた資料を職場から直接来たので持って来なかったが、最近事前に資料が配布されるが、よほど事前に目を通してほしいという資料ならともかく、今日みたいなものは当日配布されても良かったのではと思うが何か理由があったのか。

**【田村次長】**

頸城区はこれまで当日配布になっていたようだが、基本的には事前に配布するということが決められている。皆さんからの意見もありできるだけ事前に配布し、目を通していただくような形に変えさせていただいた。

**【上村副会長】**

私もこの新メンバーになった時、今まで事前配布があつたりなかったりするけれど、何であろうとも事前配布をしてほしいと申し上げた。しっかりした議題で協議をするためにはどの世界でも事前に資料に目を通してくるのが常識だと思う。

**【上村副会長】**

- ・他に質疑等を求めるがなし。
- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

頸城区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL : 025-530-2311 (内線 212)

E-mail : [kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp](mailto:kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp)

10 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。